

沖縄県障害福祉サービス事業所等物価高騰対策支援事業補助金にかかるQ & A

番号	項目	質問内容	回答
1	目的について	補助金の目的は。	物価高騰により事業所運営に影響を受けている障害福祉サービス事業所・施設等に対する支援が目的です。
2	対象について	今回の補助金について、支援の対象となる事業所等を教えてください。	補助対象は、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき指定を受けた障害福祉サービス事業所・施設等を対象としています。また、当該事業の補助金交付要綱に記載された要件を充足するものが対象です。
3		令和4年度、令和5年度に申請している場合は対象外でしょうか。	令和4年度、令和5年度に申請していても対象となりますが、令和5年度に1度申請している場合は、今回申請する際、申請書の(別票3)事業所・施設別個票の入力欄で、「令和5年度に県及び市町村等が実施する物価高騰支援の申請額又は交付額(C)」の箇所へ、1度目の申請額を入力する必要があります。(入力がなかった場合は、審査が通りません。)
4		事業規模の縮小を行った事業所が対象となることについて	R3年度と比較し、R5年度に利用者数を縮減等し、規模縮小を行った事業所についても、物価高騰の影響を受けていることから補助対象とします。(別票3)事業所・施設別個票の入力欄で、「令和3年度と比較し、事業規模の縮小(利用者数の縮減等)を行った事業所」へ○を選択する必要があります。(R5年度の経費を入力すると、自動で所要額が算定されます。)
5		多機能型事業所の取扱いについては。	多機能型事業所については、1つの事業所として取扱います。 例1)「就労移行支援」と「就労継続支援B型」を多機能型で行う事業所は、1事業所としてカウントする。どちらか1つで申請する。 例2)「児童発達支援」と「放課後等デイサービス」を多機能型で行う事業所は、1事業所としてカウントする。どちらか1つで申請する。
6		同一建物内に、施設入所支援、生活介護、短期入所など、複数の事業所が入っていますが、それぞれ支援の対象となりますか。	対象となるサービス種別であれば、それぞれ支援の対象となります。ただし、短期入所は、併設型又は単独型のみが対象となります。なお、申請については、法人が各事業所を取りまとめて行うようお願いいたします。 ※多機能型事業所については、No.4を参照ください。
7		同一建物内に、施設入所支援、生活介護、短期入所など、複数の事業所が入っていますが、申請書の記載方法について教えてください。	同一建物内で複数サービスを実施する場合、運営基準上、各サービス毎の区分経理となります。申請書の(別票3)事業所・施設別個票の作成にあたっては、区分経理に基づき記載してください。 例1) 同一建物内で施設入所支援、生活介護、短期入所を実施しており、建物全体の光熱費(ガス代)が20万円で 例えば、サービス毎の光熱費(ガス代)が、施設入所支援:10万円、生活介護:6万円、短期入所:4万円であった場合、サービス毎に20万円で記載はできません。 ※按分割合は各法人の基準に拠ります。 例2) 同一建物内で居宅介護、重度訪問介護、同行援護を実施しており、建物全体の燃料費(ガソリン代)が10万円で 例えば、サービス毎の燃料費(ガソリン代)が、居宅介護:5万円 重度訪問介護:3万円 同行援護:2万円 であった場合、サービス毎に10万円で記載はできません。 ※按分割合は各法人の基準に拠ります。
8		短期入所のうち空床利用型が対象とならない理由を教えてください。	空床利用型は、施設入所者が定員に満たないときに利用できますが、空床利用型の定員は、定員の内数となっていますので、対象外としています。
9		同じ事業所で、介護サービスと併せて障害福祉サービスの提供していますが、介護分と障害分それぞれ対象となりますか。	介護サービスと併せて障害福祉サービスを提供している事業所等は、どちらか一方で申請をお願いします。介護分、障害分を重複しての申請はできません。

沖縄県障害福祉サービス事業所等物価高騰対策支援事業補助金にかかるQ & A

番号	項目	質問内容	回答
10	対象について	同じ法人内で、介護サービスと併せて障害福祉サービスの提供していますが、介護分と障害分それぞれ対象となりますか	事業所等单位で判断いたしますので、同じ法人内でも事業所等が違う場合はそれぞれ申請できます。同じ事業所等の場合は、No.8のとおり介護分又は障害分のどちらか一方での申請をお願いします。介護分と障害分を重複して申請はできません。
11		令和5年4月以降に事業所を立ち上げているが対象になりますか。	基準日（令和5年7月1日）に事業所が運営されており、補助金受給以降も事業所を運営する意思がある場合は対象となります。
12		那覇市から指定を受けた事業所についても県への申請が可能か。	那覇市指定の事業所（那覇市所在の事業所）についても県への申請が可能です。
13	補助額について	令和5年度に「沖縄県障害福祉サービス等事業者サービス継続支援事業補助金 いわゆる『かかり増し経費に対する補助事業』」で補助を受けた（又は受ける）用品についても物価高騰の影響を受けていますが、その用品についても当事業の補助の対象となりますか。	今回の補助対象は物価高騰分としておりますが、質問の事業で補助を受けた（又は受ける）分については当該事業の補助対象とはなりません。かかり増し経費で助成を受けている用品については、すでにその費用分を補助されている（又はこれから補助を受け）ためです。 当事業（物価高騰分に対する補助）を受ける場合、同一用品に二重の公費助成とならないよう申請する際には十分注意してください。
14		令和5年4月1日の定員と実際の入所者（利用者）が違う場合、実際の入所者（利用者）で申請できますか。	事業所等の規模は、定員によって左右されるため、定員での申請をお願いします。 なお、申請の人数が指定（許可）・届出人数と違う場合、県で修正等いたしますのでご了承ください。
15		申請前に定款変更等で定員（利用定員）を変更することは可能ですか。	定員は令和5年7月1日時点としておりますので、申請前に変更されても、令和5年7月1日時点の定員で算定した基準額となります。
16		補助金は月額か年額か。金額はいくらか。	補助金は、令和5年4月から令和6年3月までの年額です。 補助金の金額は、申請額と基準額との比較により、低い額が補助金として支給されます。 訪問系及び相談系サービスの基準額は7万5千円、通所系サービスの基準額は28万円、入所を伴う施設の基準額は、定員50人以上は160万円、定員49人以下は84万円となっております。
17	申請方法について	申請方法はどのようにすればいいですか。	県ホームページに申請書（エクセル版）を掲載しています。ダウンロードしていただき、記入例を参考に記入してください。 記入後は郵送で、事務局（送付先はホームページ等に掲載）にお送りください。
18		申請書に押印は必要か？	様式1の「沖縄県障害福祉サービス事業所等物価高騰対策支援事業補助金交付申請書実績報告書件請求書」が支払いにかかる「請求書」を兼ねていますので、押印は必要となります。また、押印は法人の登記印となりますので、お間違いのないようお願いいたします。
19		支援金の振込口座は運営法人の名義でなければいけないか？	振込先は、運営法人の名義としてください。代表者や職員の個人名義の口座には、振込むことはできません。
20		申請書以外の添付資料はどのようなものが必要ですか。	申請書以外に振込の口座確認のため、申請書に記載した通帳（表紙・表紙の裏面）のコピーを提出ください。資料はA4用紙に統一してお願いいたします。なお、審査にあたって必要と認める場合には、申請内容に関する追加の資料提出を求める場合があります。
21		定員がわかる資料は添付しなくていいですか。	皆様からの届出や指定状況など、県が管理している台帳システムで令和5年7月1日時点の定員（利用定員）が確認できますので、添付は不要です。

沖縄県障害福祉サービス事業所等物価高騰対策支援事業補助金にかかるQ & A

番号	項目	質問内容	回答
22	申請方法について	メールやFAXでの申請はできますか。	メールやFAXでの申請はできません。補助金のお支払いには、「法人の登記印」を押印した申請書（兼請求書）の原本が必要ですので、郵送のみでの申請となります。
23		郵送に簡易書留などの指定はありますか。	普通郵便でも差し支えありません。 こちらから指定はいたしません。追跡ができるもので送付いただくと、届いたことが確実に確認できます。
24		送る前に控えなど、残しておいた方がいいですか。	申請書の審査にあたって、事務局から連絡する場合がありますので、申請書の写しや、電子データを残していただくことをお願いします。補正の指示などの際に、提出頂いた書類は返却致しませんのでご注意ください。
25		申請書に誤りがある場合はどうなりますか。	県側で修正が可能な場合は、事務局から連絡いたしますので、内容を確認の上、追記や修正を行う予定です。 金額など追記や修正が難しい事項などについては、再送いただくこととなります。
26		申請書の控えとして受付印が欲しい場合にはどうしたらいいですか。	申請書一式と一緒に「申請書副本（受付印を押印する用）」、「返信用封筒（返信用切手を貼付すること）」を同封してください。 受付印を押印後に控えを返送します。
27		複数のサービス種別を行っている事業者ですが、それぞれのサービス種別の申請時期を分けての申請は可能ですか。	重複や漏れを防ぐため、一括して法人単位で各サービス事業所分をとりまとめのうえ、申請をお願いします。
28		どのように記入したらいいですか。	記入例を作成していますので、ご確認ください。 今回の支援金の申請書は、薄い橙色を入力いただければ完成するようにしています。
29		事業者番号がわからない場合どのように記載したらいいですか。	事業者番号は47から始まる10桁の番号です。事業所は必ず番号がありますので、必ずご確認の上で申請ください。
30		内訳書の書き方で、事業所数が30以上の場合、どのように記載したらよろしいですか。	1つの申請に対して、30事業所まで個票を用意していますが、30事業所を超える場合には事務局へお問い合わせください。
31		申請書の中で、色がついていない部分をクリックしても選択できません。どうしたらいいですか。	原則、薄い橙色がついていないところは自動入力（橙色のセルが転記されます。）としていますので、記入する必要ありません。 なお、記入例を作成していますので、併せてご確認ください。
32	（別表2）事業所・施設別申請額一覧中で、複数の事業所を記載しますが、今回の補助金はそれぞれの事業所に振り込まれますか。それともまとめて振り込まれますか。	申請書に記載された法人の口座に補助金の交付決定額の全額をお振込みいたします。事業所ごとに振込は行いませんので、ご注意ください。	
33	（別表3）事業所・施設別個票の経費を記載する際、消費税及び特別消費税は除かなければならないのですか。	今回は、仕入控除額の報告は不要としているため、申請時に消費税及び地方消費税の額を控除した額で申請をお願いしています。 申請時には、消費税及び地方消費税の額を除いて申請してください。	

沖縄県障害福祉サービス事業所等物価高騰対策支援事業補助金にかかるQ & A

番号	項目	質問内容	回 答
34		(別表3) 事業所・施設別個票の経費を記載する際、令和3年度途中にサービス事業所・施設を開設した場合、(B)の欄には12ヶ月間分の記載ができないのですが、どのように記載すればよいですか。	令和3年度中にサービス事業所・施設を開設した場合は、開設した月から令和4年3月までの額を記入してください。 (例) 令和3年7月に事業を立ち上げた場合、7月から翌年3月までの9ヶ月分のガス代が6万円だった場合、実績額(b)欄に6万円を記入。積算額(B)欄に、自動計算で、6万円÷9×12=8万円と記載されます。
35		(別表3) 事業所・施設別個票の経費を記載する際、令和4年度途中にサービス事業所・施設を開設した場合、どのように記載したらよいか。	令和4年度中にサービス事業所・施設を開設した場合は、令和5年4月～7月までの費用を実績額(a)欄に記入し、令和3年度の実績額(b)欄は0円と記載してください。積算額(B)欄には令和5年度積算額(A)欄を総合物価上昇率(6.0%)で割り戻した金額が自動計算で記載されます。
36	申請方法について	A市からガソリン代の補助として5万円を受けた場合の記入方法は、経費の欄から「燃料費(ガソリン代等)」を選択し、(C)欄にそのまま5万円を入力してよいか。その場合、仮に所要額が5万円を下回っていた場合も、そのとおりの記入で問題ないか。	市町村からの補助対象が「ガソリン代」と明確に示された場合には、ご質問の内容のとおり記入して差し支えない。 ただし、市町村の補助対象が例えば「電気、ガス、ガソリン等」と幅広く対象としている場合、それぞれの経費に按分して市町村からの補助金全額が控除されるよう記入していただくことになります。 これは、物価高騰分に対する補助であることから、補助額が物価高騰分を超えて補助することはできないとの主旨ですので、御理解ください。 (例) 市町村の補助対象が「ガス・ガソリン・食料品等」で50,000円であった場合 R3(B欄)とR5(A欄)との差額(対象経費)が、31,500円(内訳:ガソリン=15,500円、食料品=16,000円)の場合、(C)欄には、ガソリン=15,000円、電気=25,000円、食料品=10,000円など、適宜按分し、電気代を除いた額25,000円を、ご記入ください。その場合、6,500円が所要額(補助対象額)となり申請額は千円未満切り捨てのため、6,000円となります。
37	経費について	食材料費について	食材料費については、利用者への食事提供分に限る。また、実績額には利用者負担分を控除して記載すること。 ただし、就労系事業所は生産活動に係る食材料費について含めることができる。
38	経費について	水道代及び電気代は補助対象になるか。	水道代及び電気代は補助対象になりません。
39	補助金の併給	県内市町村によっては、独自に物価高騰対策の補助や支援を行っているところがあるが、それらと県の支援金の併給は可能か。	県としては、併給が可能であると考えています。その場合、申請書様式に市町村等からの補助額(又は今後補助を受ける予定の額)を記載いただき、その補助(予定)額分を差し引いた額を県からの補助対象経費として決定することとしています。 但し、補助や支援を行っている市町村等には、併給の際のルールを決めているところがあるので、各市町村の指示に従ってください。
40	補助金の併給	沖縄県が実施する「おきなわ物価高対策支援金」を受給しているが併給が可能か。	不可となります。 誓約事項に記載のある「沖縄県が実施する～省略～国の新型コロナウイルス感染症地方創生臨時交付金を財源とする類似の支援金等」に該当するため。
41	申請後の手続きについて	申請後、県から連絡などありますか。	申請書に不備や確認事項等がありましたら、申請担当者へてご連絡いたします。補正等や再提出依頼があった場合には、速やかに修正をお願いいたします。
42	申請後の手続きについて	補正等を求められたが、補正依頼に対応しなかった場合はどうなりますか。	補正等を求めたにもかかわらず、補正が行われず、申請者の責に帰すべき事由により補正等が行われなかった場合は、補助金の交付を取り下げたものとみなしますので、ご注意ください。

沖縄県障害福祉サービス事業所等物価高騰対策支援事業補助金にかかるQ & A

番号	項目	質問内容	回 答
43		申請後、どのような手続きが必要ですか	申請いただいた後は、県及び事務局でお振込みの手続きをいたしますので、今しばらくお待ちください。 補助金の交付が決定しましたら、申請書に記入いただいた住所へ、郵便にて文書をお送りします。
44		実績報告の報告は必要ですか。	本補助金は申請書が実績報告書を兼ねているため、別に実績報告書の提出は不要です。 申請額の内容を証明できる領収書や振込通知書等の資料は、補助を受けた年度（令和5年度）の終了後、5年間は保存する必要がありますので、ご注意ください。国の会計検査等がある場合、速やかに提出できるよう、申請書類一式、県の通知文書、補助内容を疎明する資料等を整理・保存をお願いいたします。
45		仕入控除税額の報告は必要ですか。	今回は、申請時に消費税及び地方消費税の額を控除した額で申請をお願いしているため、仕入控除額の報告は不要としています。 申請時には、消費税及び地方消費税の額を除いて申請してください。
46	申請後の手続きについて	来年度も同様な支援が続きますか	今回の補助金は、令和5年度に限って行っております。よって、現時点において来年度における実施の予定はありません。
47		国保連口座を希望しましたが、国保連からの給付費と合算されて支払われますか。また、振込名義を教えてください。	本補助金は沖縄県が支払うため、国保連の給付費と合算して支払われることはありません。県からの振込日が国保連からの給付費の振込日と重なる可能性はありますが、振込名義が違うため、それぞれ記帳されます。
48		補助金交付決定通知書が届きました。内訳を教えてくださいませんか	交付決定通知書には、補助金の交付決定額を記載することとし、内訳は申請書記載のとおりとなります。 内訳は記載しておりませんが、申請額と補助額が異なる場合にのみ、当課に連絡（メール等）をお願いします。
49		支援金の使い道について、制限はあるのか？また、それを確認するための資料を提出する必要があるか。	当該補助金は、対象となる施設・事業所に係る光熱費、食材料費、燃料代等の物価高騰分（人件費を除く。）に対する補助です。基本的に、光熱費、食材料費、燃料代から補助金の積算に充ててもらい、その他の経費に充てたい場合には、その内容が対象経費となるか確認しますので、事務局へお問い合わせください。 申請書の添付書類として、使い道を確認するための資料の提出は不要ですが、申請額を算出するために必要な物価高騰分に係る領収書等については、審査等があった際に速やかに対応できるよう5年間の保存が必要となります。なお、申請額の内容に偽りなどが判明した場合は、支援金の返金を求めることになりますので、注意してください。
50	補助金の支払時期	補助金はいつ振り込まれるのか？	申請からお支払いまで2ヶ月～4ヶ月程度のお時間がかかります。 相当数の申請が見込まれており、お支払いまでの時期が前後することがありますのでご理解をお願いします。